

「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領」
に基づく令和8年度立入検査の年間計画

令和8年4月30日
原子力規制庁

「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領」（原規放発第1307031号。以下「実施要領」という。）に基づき、令和8年度立入検査の年間計画を定める。なお、本計画において使用する用語は、実施要領において使用する用語の例による。

1. 立入検査方針

(1) 許可届出使用者等に対する立入検査

許可届出使用者等に対して行う立入検査は、放射線障害の防止に係るもの（以下「放射線障害防止検査」という。）及び特定放射性同位元素の防護に係るもの（以下「特定放射性同位元素防護検査」という。）とし、それぞれ以下の検査方針とする。

① 放射線障害防止検査

基本的には、次に掲げる事業所等の中から検査対象を選定する。

ア 事前に通告を行う立入検査

- (ア) 「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」（平成30年原子力規制委員会告示第2号）に定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする事業所等
- (イ) 許可後3年以上経過し放射線障害防止検査を実施していない事業所等又は前回の放射線障害防止検査から5年以上経過している事業所等
- (ウ) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき使用の廃止等に伴う措置を講じている事業所等
- (エ) 法第10条第6項の届出による使用の場所の一時的変更を行った事業所等
- (オ) 法第31条の2の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第28条の3各号に定める事由に該当する疑い

のある事業所等

- (カ) 規則第 28 条の 3 各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- (キ) 昨年度までに放射線障害防止検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- (ク) 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

イ 事前の通告を行わない立入検査

- (ア) 法第 31 条の 2 の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は規則第 28 条の 3 各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等
- (イ) 規則第 28 条の 3 各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- (ウ) 昨年度までに放射線障害防止検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- (エ) 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

なお、上記により選定した事業所等の周辺に、届出後 3 年以上経過し放射線障害防止検査を実施していない事業所等又は前回の放射線障害防止検査から 5 年以上経過している届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは表示付認証機器届出使用者の事業所等がある場合には、これらの中から可能な範囲で検査対象を選定し、放射線障害防止検査を実施する。

② 特定放射性同位元素防護検査

基本的には、次に掲げる事業所等の中から検査対象を選定する。

ア 事前に通告を行う立入検査

- (ア) 新たに特定放射性同位元素の取扱いを開始した事業所等で、これまで特定放射性同位元素防護検査を実施していない事業所等
- (イ) 規則第 24 条の 2 の 2 第 1 項の表第 1 号の特定放射性同位元素を取扱う事業所等においては、前回の特定放射性同位元素防護検査から 2 年以上経過している事業所等
- (ウ) 規則第 24 条の 2 の 2 第 1 項の表第 2 号の特定放射性同位元素を取扱う事業所等及び同条第 6 項に該当する特定放射性同位元素を取扱う事業

所等においては、前回の特定放射性同位元素防護検査から3年以上経過している事業所等

- (エ) 規則第24条の2の2第1項の表第3号の特定放射性同位元素を取扱う事業所等（ただし、(ウ)に該当する事業所等を除く。）においては、前回の特定放射性同位元素防護検査から4年以上経過している事業所等
- (オ) 特定放射性同位元素を販売する届出販売業者
- (カ) 法第10条第6項の届出による使用の場所の一時的変更を行った事業所等
- (キ) 法第31条の2の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は規則第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等
- (ク) 規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- (ケ) 昨年度までに特定放射性同位元素防護検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- (コ) 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

イ 事前の通告を行わない立入検査

- (ア) 法第31条の2の規定に基づく法令報告を行った事業所等又は規則第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等
- (イ) 規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等
- (ウ) 昨年度までに特定放射性同位元素防護検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等
- (エ) 輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等

(2) 登録認証機関等に対する立入検査

基本的には、令和7年度立入検査を実施していない登録認証機関等の中から、業務の活動の状況等を踏まえ検査対象を選定するが、令和7年度立入検査の結果等を踏まえ、必要に応じてこの他の登録認証機関等も検査対象として選定する。今年度は、上述の検査対象に対し事前の通告を行わない立入検査は計画しない。

2. 年間実施予定件数

(1) 許可届出使用者等

① 放射線障害防止検査

110 件（うち一部を事前の通告を行わない立入検査で実施する。）

② 特定放射性同位元素防護検査

119 件（うち一部を事前の通告を行わない立入検査で実施する。）

(2) 登録認証機関等

11 件

3. 重点確認事項

(1) 許可届出使用者等

① 放射線障害防止検査

令和4年8月に発生した排水管の破断等による放射性同位元素の管理区域外漏えいを踏まえて、排水設備等に係る法第13条の遵守状況を重点的に確認する。また、令和7年9月に発生したアルファ核種の管理区域外漏えいを踏まえて、アルファ核種を取扱う事業所等における放射性同位元素の取扱いの状況を重点的に確認する。これに加えて、昨年度までに実施した放射線障害防止検査において指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等に対しては、その改善の状況についても重点的に確認する。

② 特定放射性同位元素防護検査

令和7年5月に改正した「特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解説」の対応状況を重点的に確認する。これに加えて、昨年度までに実施した特定放射性同位元素防護検査において指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等に対しては、その改善の状況についても重点的に確認する。

(2) 登録認証機関等

登録認証機関等に対する昨年度の指導状況を踏まえ、業務規程に定めるとおり、個人情報等が含まれる書類及び電磁的記録が適切に管理されているかを重点的に確認する。

4. 事務手続

立入検査を実施する上で必要な事務（検査を実施する職員の指定及び検査日時の決定等）については、放射線規制部門において対応する。

5. その他

本年間計画は、令和8年4月30日より適用する。